

## 規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	基幹放送事業者の経営の選択肢増加に向けたマスメディア集中排除原則の緩和		
担当部局	総務省情報流通行政局放送政策課	電話番号: 03-5253-5776	e-mail: housei-seisaku@soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年12月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</b></p> <p>現在、基幹放送においては、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することで、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようになるため、放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項第5号及び第2項、電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項第4号、放送法第162条第1項等で基幹放送の業務の認定基準(マスメディア集中排除原則)を規定している。具体的には、一の者が兼営(1事業者が2以上の基幹放送を行うこと)又は支配(基幹放送事業者の一定割合以上の議決権の保有や役員を兼任すること)することができる基幹放送局の数を制限することで、放送の多元性・多様性・地域性を確保することとしているが、以下の場合等は特例により複数の放送局の兼営・支配を可能としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ放送(コミュニティ放送を除く)は4局まで兼営・支配可能</li> <li>・コミュニティ放送は同一の市区町村を放送対象地域とする場合は兼営・支配可能</li> <li>・地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、同一メディアで放送対象地域(コミュニティ放送の場合は放送対象地域が属する都道府県)が隣接する場合には兼営・支配可能【特定隣接地域特例】</li> <li>・認定放送持株会社は傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の合計が12地域まで支配可能【認定放送持株会社制度】</li> </ul> <p>一方で、ブロードバンドの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景として、インターネットを含む情報空間が放送以外にも広がっており、放送における広告費の低下や人口減少の加速化といった放送を取り巻く環境の変化へ放送事業者も適応していくことが迫られている。こうした状況下において、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するためには、放送事業者間の資本関係を強化する等の経営の選択肢を増やすことが重要であり、放送を取り巻く環境変化を踏まえて、マスメディア集中排除原則の柔軟な見直しを図るべきである。</p> <p>そこで今回は、現行の規制を維持し、中長期的に経営が困難となる放送事業者が生じる場合をベースラインとする。</p> <p><b>【課題及び課題の発生原因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル時代において、ブロードバンドの普及、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴スタイルの変化や若者を中心とした「テレビ離れ」、放送における広告費の低下や人口減少の加速化など、放送を取り巻く環境が大きく変化している。</li> <li>・ 現在、マスメディア集中排除原則に基づき、基幹放送事業者による兼営や支配を原則として禁止しており、認定放送持株会社制度、特定隣接地域特例等を特例として認めているが、上記の環境の変化により、広告料収入を主な財源とする民間の基幹放送の経営状況は悪化する傾向にあるため、基幹放送事業者が中長期的に事業を継続できる環境を整備する必要がある。</li> </ul> <p><b>【規制の内容】</b></p> <p>マスメディア集中排除原則において、以下のとおり規制を緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)を撤廃する。</li> <li>・放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それぞれ9局(コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分)まで兼営・支配が可能となるよう規制を緩和する。</li> </ul>		
規制の費用			
(遵守費用)	今回の改正は、マスメディア集中排除原則の規制の一部を緩和することにより、基幹放送事業者の兼営・支配が可能となる場合が増えるものであるが、それに伴い、認定放送持株会社(10社)や基幹放送事業者(575社)において新たな手続や費用が発生するものではないため、新たな遵守費用は発生しない。 ※社数は令和3年度末時点。		
(行政費用)	基幹放送局の免許・再免許に係る審査時のマスメディア集中排除原則への適合状況の確認は、現状の制度下においても実施しているものであり、今回の改正に伴い新たに作業が発生するものではないため、行政費用の増加は想定されない。		
規制の効果(便益)			
(直接的効果(便益))	基幹放送事業者の経営の選択肢が増え、より中長期的な経営戦略を描くことができる環境が整う。		
(副次的・波及的な影響)	<p>本件は、資本関係(議決権保有・役員兼任)を通じたグループ経営を可能とする認定放送持株会社の傘下に置く地上基幹放送事業者の地域制限を撤廃するものである。また、隣接県に限らない経営連携を可能とするため、放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それぞれ9局(コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分)まで兼営・支配を可能とするものである。</p> <p>本件規制緩和に伴う影響は次のとおりであり、負の副次的影響及び波及的影響は想定されない又はごく僅かである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹放送事業者が中長期的に経営を継続することで、視聴者にも継続して放送番組が提供されることになり、マスメディア集中排除原則の目的である放送の多元性・多様性・地域性の確保に資することが想定される。</li> <li>・ 資本関係と自社制作番組比率との間に関連性は特に認められないため、個別の基幹放送事業者において、兼営・支配関係の変化により自社制作番組比率も増減するといったことはあり得るものの、一般的には資本関係の変化による放送の多様性・地域性への負の影響は想定されない又はごく僅かである。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <p>総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(第6回) 資料6-2 地上テレビジョン放送事業者が保有される議決権比率と自社制作番組比率の関係について(事務局資料) <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000797977.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000797977.pdf</a></p>		

費用と効果(便益)の関係	<p>上記のとおり、本規制緩和によって追加の遵守費用は発生せず、放送事業者の経営の選択肢を増やすものであるため、放送事業者の便益を増大させることが想定される。また、放送事業者が中長期的に事業を継続しやすくなることで放送の多元性・多様性・地域性を確保し、視聴者の便益にもつながるものである。</p> <p>また、今回の改正は、マスメディア集中排除原則の規制を一部緩和し、基幹放送事業者の兼営・支配が可能となる場合が増えるものであるが、それに伴い、認定放送持株会社や基幹放送事業者に新たな手続や費用が発生するものではないため、新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>以上を勘案し、本規制緩和は妥当であると言える。</p>
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>本規制緩和は、総務省主催の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討結果を取りまとめた「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、マスメディア集中排除原則について見直しを図るべきであるとされた内容を踏まえて実施するものである。</p> <p>・デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index.html</a></p>
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の 施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>・認定放送持株会社のうち傘下の放送事業者が12都道府県を超える地域で放送を行う者の数及び当該認定放送持株会社傘下の放送事業者の自社制作番組比率</p> <p>・地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、今回の改正により兼営・支配が可能となる放送事業者と兼営・支配関係にある放送事業者の数及び当該放送事業者の自社制作番組比率を把握するとともに、事業者ヒアリング等を通じて当該規制緩和による経営状況への影響を確認する。</p>
備考	